

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年2月21日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団規則第1号

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第17条から第20条まで及び第21条の2から第22条の3までの規定に基づき、法第3条第2項に規定する職の大阪広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 採用 現に職員（<u>法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員を除く。</u>以下同じ。）でない者を職員に任命することをいう。</p> <p>(2) 職 別表に掲げる職級に属する職<u>及び法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用の職</u>をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(<u>臨時的任用を行うことができる場合</u>)</p> <p>第5条 企業長は、<u>常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員でない者を、6月を越えない期間で、臨時的に任用することができる。</u></p> <p>(1) 災害その他重大な事故のため、当該職に<u>法第17条第1項に規定する任命の方法によって職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第17条から第20条まで及び第22条の規定に基づき、法第3条第2項に規定する職の大阪広域水道企業団の職員（以下「職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 採用 現に職員（<u>法第22条第2項の規定により臨時的に任用された職員を除く。</u>以下同じ。）でない者を職員に任命することをいう。</p> <p>(2) 職 別表に掲げる職級に属する職をいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(<u>臨時的任用</u>)</p> <p>第5条 企業長は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合には、現に職員でない者を、6月を越えない期間で、臨時的に任用することができる。</u></p> <p>(1) 災害その他重大な事故のため、当該職に<u>法第17条による任命の方法によって職員を任命するまでの間、欠員にしておくことができない緊急の場合</u></p> <p>(2) (略)</p>

(臨時任用の場合の資格要件)

第6条 臨時に任用される者は、前条第1号の場合を除き、別表に定める資格要件を有する者でなければならない。ただし、当該資格要件をもっては臨時任用ができず、かつ、公務の運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(臨時任用期間の更新)

第7条 (略)

(条件付採用の期間の継続)

第8条 条件付採用の期間中の職員を他の職に任用した場合には、その条件付採用の期間は、引き続くものとする。

(条件付採用の期間の延長)

第9条 職員が条件付採用の期間の6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合においては、その日数が90日に達するまでその条件付採用の期間を延長するものとする。ただし、条件付採用の期間の開始後1年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

2 企業長は、条件付採用の期間中の職員について、当該職員が正式採用になるためにはその能力の実証が十分でないとする場合であって、前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、条件付採用の期間の開始後1年を超えない範囲内でその条件付採用の期間を延長することができる。

3 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、これらの規定中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」

(臨時任用の場合の資格要件)

第6条 臨時に任用される者は、前条第1号の場合を除き、別表に定める資格要件を有する者でなければならない。

2 前項の資格要件をもっては臨時任用ができず、かつ、公務の運営に支障を来すおそれがあると認めるときは、企業長は、臨時に任用することができる。

(臨時任用期間の更新)

第7条 (略)

2 臨時任用の期間は、いかなる場合においても再度更新することはできない。

(条件付採用期間)

第8条 条件付採用の期間は、任命の日から起算して6月間とする。

2 前項の期間満了前に企業長が別段の措置をしない限り、その採用は、期間満了の翌日より正式採用とする。

(条件付採用期間の継続)

第9条 条件付採用中の職員を他の職に任用した場合には、その条件付採用期間は、引き続くものとする。

(条件付採用期間の延長)

第10条 企業長は、条件付採用期間中の職員について、その者が正式採用になるためには能力の実証が十分でないとするときは、条件付採用期間開始後1年を超えない範囲でこの期間を延長することができる。

とあるのは「15日」と、「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第10条～第20条 (略)

(実施に関する必要な事項)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第11条～第21条 (略)

(実施に関する必要な事項)

第22条 この規則の実施に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則の規定によってした、又はすべき手続、通知その他の行為であって、この規則による改正後の大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の規則に別段の定めがあるものを除き、新規則の相当の規定によってした、又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。